

宮
吉
上
布

浦
崎
安
常

昭和 54年?

宮古上布の創製と貢納布

宮古上布の創製

宮古紺細上布は綾鑄布(あやこぎぬ)（太平布とも云つて大名縞の

紺細上布）と稱し天正十年(皇記三三四年 西紀一五八三年)頃の鎌

の興人(ゆんちゆう)榮河氏下地真榮の妻稻石が創製したも

のである

洲鎌興人真榮(童名嘉和良は正親町天皇の天

正年間に洲鎌興人の職にあつた

公用を帯びて琉球中ふに上國し其の帰途逆

風に遭ひ明國に漂着したる遇り琉球の進貢船

が廻航したので請うてその船に便乗して帰國の

途についたが洋上で暴風に遭ひ船は勃吐綱(ふくとつな)を

絶ち切られ波のまよゝに漂流する所を水練に達
者な真榮は激浪中に身を躍らし怒濤を蹴つて
勃吐綱をぬき替へ漸く一行は無事に帰國す
ることゝ出来た

同僚の進貢使は真榮の壯舉を国王尚永に言
上したので王は其の功績を賞え書真として下地
間切頭役を授けた

真榮は身に餘る光榮に浴し帰島したからその妻女
稲石は君恩に報いようと一身を捧げて工夫を
凝らし創めて鏡鏡布（縞上布）を製糸織した
真榮は之を王に献上したに賞せられて天正十一年
には親雲上の位を授けられた

その後例年之を國王に献上した。以後には税賦の
内に加えられて貢納布と成つた。

稲石御嶽

下地所宇洲鎌倉南にあり宮古上布の創製の
恩人稲石とその天むてあがり(榮河氏(真屋^姓)下地

親雲上真榮)を奉祀し産業神として尊崇す

稲石旧曆九月きのえの日に例祭を行ふの碑

稲石の功績を永久に讃えるため由緒ある貢布
座屋敷(平良市西里三番地)に稲石記念碑を

大正十三年二月十一日建立し毎年十一月三十日祭

典を行ふ

稲石のあやぐ

一のぼりてや、あしやげスや してやがわら

二したりてや おれあてや もらしゆ

三むてやがわら と重きまきからじに 二存つて

四あかてせど めかてせど とりあせあやせとめふう

五、ニま ^{あやぐ} 鏝 ^{かみ} 十九件 せおとの してあがあら

六、首里拜 ^{うま} も ^{うま} のすも 子の ^お 方 ^ぼ 星 ^{ほし} ひとつなり

× 有や里 ^{あり} しま ^ま があ ^あ ら ^ら 宮 ^{みや} 古 ^こ と ^と 有 ^あ り ^り な ^な る ^る 人 ^{ひと}

(學河氏家譜)

宮古上布と貢納布

人頭税

沖繩の上代には田地に對する定まった賦税は無く、唯國に必要があつた時納税を命ぜられ各人は其の頭の周を測つて之を定尺として、其の長さで稻稿を束ねて一束として之を貢納せしめたが、後年になり國中の男女とも毎年この一束を以て定貢とした。これが所謂人頭税である（津繩千年史）

人頭税の始め

仲宗根豊見親の家譜に依ると

賦税も~~年~~収め年貢に供（申略）是に於て役人を諸村に置き賦税を定む」といふ記録があるから

同豊見親の時であらう

而して税の是尺は頭の周りでなく身長により賦税
されたとよんで西仲宗根の西海岸に人頭税を課
した石柱がある

高さ四尺×八寸許りあつて是を身長を測り
石の高さ程になつたらう人頭税を課したとらう
事である

粟納と反布納

これより人頭税は粟を年貢として納めていたが
貢納額を定め一部は粟納 一部は反布納
と分った

昔宮古八重山島の人民は各家に機織して

夫里布（おさ）の目に二本とおして織った布を貢納す

皇紀二二九四年 西紀二六二四年 至り各島の諸村に績織屋一座を

設け、以て貢納の処とす（球陽）

寛永十四年 皇紀二二九七年 先島に人頭税を布

中山より使節を派遣して貢納額を定め

一部は粟納 一部は反布納とする（沖繩二十年史）

貢租

一宮西島人民にして拾五才より五拾才まで正男カ女の内
 頭 同妻 同長次男 首里大屋子 同妻 同長次男
 與人同妻 同長次男 目差 同妻
 大安丑 村筑 多良間島^能頭夫婦
 提あむ 佐事あむ 医道稽古人夫婦
 除き重出米を課し前人員並に大神水納
 村民並物心正女を除き正租を課す
 但し病者片輪の負担すべき納額は各村民の
 負担とす

貢租租を定額とす其の別左の如し

粟 千九百参拾九石九斗五升六合九勺六分 貢租

内譯

粟 千貳百貳拾七石八斗六升六合三勺一分 正租

粟 貳拾貳石五斗五升六合三勺三分 口米

但し正租麦石につき口粟二升

粟 四百六拾六石貳斗八合五分 重出米

粟 参百貳拾参石三斗貳升六合三勺三分 起米

但し貢租麦石につき起米貳斗

正租、重出米運賃をこめて割賦す

村位の別

貢租負担の各村を別つて上中下となし

賦課人員を別つて上中下々とするその
別左の如し

村夜

東仲崇根 西里 下里 西仲崇根

荷川取 久具 松原 上地 洲鎌

興那霸 川満 嘉手苅 宮國 新里

砂川 友利 福里 保良 新城

野原 長間 比嘉各村

右を上位とす

大浦 島尻 佐和田 長浜 國仲 仲地

伊良部 糸間 各村

中夜とす

將俣 仲筋 塩川 西原 池間 前里

右を下位とす

正男女を新ちて四位とす

十五才より二十才迄を下々位とす

二十一才より 四十才までを上位とす

四十一才より 四十五才までを中位とす

四十六才より 五十才までを下位とす

上村の^上男女を十四とし

上村中男女 中村上男女を十二とし

上村の下男女 中村の中男女 下村の男女を十とし

中村の下男女 下村の中男女を六とし

各村の下々男女を四とし

其の積数の比例により定額を割賦す

毎年正月十日限り、物成帳に依り正男女
を扣除し同月十日限り各村の納額を

是の四月五日限り諸村へ手形を弁す

但し多良間島は前年の正男女に於て

是む

士族平民共貢租不納の節は役人筆者村頭
サバツリ中にて精々督促に及び不納の者は
番所向足車に入ル又は在番頭に申出
牢へ申付べし

又士族は事情に依り百姓に下すべし

但し窮民にて本法行ハ難ハ時は役人輩者
にて割付帳取調許可を得て村民に賦
課すべし

貢布

一 富古^島人民にして十五才より五十才までの正男女の内

頭 同妻 同長次男 首里大屋子 同妻 同長次男

與人 同妻 長次男 目差 同妻 大安母

村筑 多良間島 船頭 夫妻 提あむ 佐事あむ

送道 稽古 人夫妻を除き 白中布 白下布を課し

又正女に 白上布 を課す

但し 病者 片輪の負担すべし 貢布は其の村民

負担とす

貢布を定額とす 其の別左の如し

白上布 貳千四百拾壹疋丈 七寸一分

白中布 百拾六疋丈 六尺四寸

白下布 貳千四百七拾壹疋丈 九尺六寸八分

内

參拾貳疋 五尋 四尺二寸八分 大神村

貳拾五疋 七寸四分 貳下 水納村

貢布負担各村を別つて上下とし 負担人員を

上中下 下々とす 其の別左の如し

村 位

西原 池間 前里 兼間各村 下位

其の他各村

上位

人位

十五才より二十才までを下位とす

二十才より四十才までを上位とす

四十才より四十五才までを中位とす

四十六才より五十才までを下位とす

上村の上男女十二とし

上村中男女 下村中男女を拾とし

上村の下男女 下村中男女を六とし

各村の下々男女を四としその積数の比例に

依り定額を割賦す

貢布 定額の内 上中下布に換え 紺細上布
白細上布 白縮布 白木綿と平民正女に
納めしむ

その数 左の如し

紺細上布 千百参拾壹反

白細上布 百八拾貳反

白縮布 拾反

白木綿布 百六拾八反

前項換納に付ての比例 左の如し 但し 白上布
壹反に付て 粟八斗 四升とす

平^{ヨシ}判^算 紺細上布 壹反は 白上布 貳反 〇五丁 〇五一

十八^{ヨシ}辨^算 紺細上布 壹反は 白上布 壹反 〇分八丁 参毛

十七辨紺細上布 表反は 白上布 裏反は 六分八丁四先

白細上布 表反は 白上布 裏反は 三分六丁九先

白縮布 表反は 白上布 裏反は 四分

白木綿布 表反は 白上布 裏反は 八丁五先七

猶換算納布割賦に就いては詳細なる

内法あり

諸御用布は前六月より割賦す

諸御用布割賦五日に於て絵形相整え

村々役人に相渡す

諸御用布 白上布 白中布 白下布は三月

朔日より四月十五日限り皆納すべし

諸御用布の納付については御用布座

にて厳重な検査を行ひ、合格したものに限り納付せしめ、不合格品は返還再調を命じた。

貢布座の検査 製作

貢布^反製造の責任を以つ各村番所では貢布座からそれらの反布の織型を持ち帰ると役人協議の上で村中の織女の中から適当な物色し、この送にあつた者は一年中の諸課役を免除され、上布を織り上げるまで数ヶ月間は朝早くから夕方まで番所詰で上布織にかゝるのでその労苦は一通りでなく肉け落ち

るのてその子等は一通りでなく肉は落ち

色は青ざめたという事である

原料の麻糸は村番所で婦女子が績ま

してつとり粗悪な麻糸を績いた婦女子は

指先を紐でしばら水線番で焼くなどの

苛酷な手段によって糸は績かした

藍染は村番所の藍屋で男が藍染に従事

し全員が協力物結晶として神品に近

貢布紺細上布が出来上ったのである

次のあやぐいはその状況を十分現はした

あやぐ

あやぐ音や聲とむと

原配四年(西紀一七〇三年)

奥那新入人定治は藍藏役

と有り新用藍染り所宛

二七二水天

美人みやびや色いろとむと

富貴うやますや男おとこから

仲上なつかりや女おんなから

布ぬいかきそ織お部ぶから

はたかざさ織お部ぶから

緋ひかざさ葎わら屋やから

緋ひかきそ勢せい奴やつから

親おやかきそ供ともから

供ともかきそ親おやから

村番所むらばんじよは婦女子めづこにとっておは上布かみぬい製造せうぞうの

道場みちばでもあり又乙女おんな等らにとっておは又自由じゆうの

花園はなづかでもあったから純真じゆんしんな乙女おんな等らは初恋はつこひの

一ノ

かほき

悲恋をよりなす 炭柄の音に合して歌い
次の勲は 婦女子の生活を 如実に物語
たものである

たて 機がまや心の織りなら

炭柄 うつ喜の敷や

思中 肝ど 田舎の事ゆと

織りや 締みしき

織りなうり 締みしき 行まはと
布 真中

のし真中 織りはなんな

昔のニと 田舎や ぶこと あたし思出で

かしまみき 并まみきにやーんには
あし何うが
ゆむ 如候が しーりいが

然し自由の半面には権力の前に弱い婦女子
の貞操を蹂躪しゆうりとした村役人の横暴もしば
しばあった ころした権力の葛藤の中に堅
く貞操を守り抜いた婦女子もあるが
多くは権力の犠牲いけいとなったものもいた
次の歌はその非心あはれである
豆が花
一すともてぬ豆が花

豆が花

あきしやるぬ 雲路が花

三 豆が花びとはな

雲路が花かたはな

三 はいよは、前里親仁座

四 汝が子中我人呉る

四 我が子ぬ直がまどや

目差親とたけあらん

またきしばたきとほす

ふがないはふかとなす

六 年合数子ば十々

肌見りば合まらば

× 我が言葉聞かたから

親の言葉聞たから

八二〇^{ばた巾}丹も織らさて

細物^{くまふね}うど抱かさで

九二〇丹まゝ織りゆるさん

細物まゝ抱き許さん

貢布の検査

割賦 された貢布 紺細上布は 御物奉行の幸

領品で薩摩藩へ献上品であるから 貢布座の

貢布の検査は 厳重で品質粗悪 御物を 貢布

中に 弁見された時は その製造にあつた 織女は 勿

論 村与人以下 彼人 全部責任をとり 更に

在藩を 始三頭が その責任を負って 罷免となつた

例あつた

順治四年

(皇紀二三〇六年
西紀一六四七年)

には所納の上布が

品質粗悪且つ不正のため在藩伊賀親雲上

筆者幸筑登之

頭職川亮氏真逸

台川氏真心是

佐理氏安頭共か退職を命せられたことも

あつた

かように島内主脳部が總文送を来す

程でしたから貢布座の貢布の検査は如何に

厳重なものであり、この貢布の検査に合格す

る為の製作にあつた人々の悲痛自思でした

貢布座では数人の検査官によつて貢布は

一反づつ取上げられ麻糸の検査 染方の検査

緋の検査一なされる

貢布を持参した婦女子はこの検査が始まつてから終るまでひさまづいて神に合心し貢布が合格と決ると所謂午の舞い足の踏む所を知らず踊り狂ったという事である

貢布店に貢布の検査をうけにいくものはその村の美観の婦女子等が携て検査をうける

例になりつていた 例年のとおり伊良部村

佐和田の「佐和田たにくま」が多くの織女達と一所に貢布を預けて貢布店に貢布の検査をうけに参ったのであるが、おてから佐和田のたにくまの美観と才智に思をかけたいた

貢布座の與人は、検査席に座っている。だ、い、ん、ま、い、
に、対、し、て、妾、に、な、つ、て、し、れ、と、い、う、要、求、を、し、た、

だ、い、ん、ま、い、は、若、し、與、人、の、要、求、を、一、蹴、し、た、と、言、

は、村、全、体、の、貢、布、の、檢、査、に、崇、る、こ、と、も、あ、り

そ、れ、が、と、い、つ、て、檢、査、の、為、に、貢、布、を、賣、る

こ、し、は、純、直、の、女、の、魂、が、許、さ、な、く、な、つ、た、

だ、い、ん、ま、い、は、悲、痛、な、顔、付、で、首、を、垂、れ、て、

居、た、が、彼、女、は、石、嶺、の赤、宇、木、が、大、き、な、岩、素、根、を、

は、つ、て、石、を、抱、き、深、く、土、に、根、を、下、し、て、い、る、よ、う、

に、私、(ふ、な、り、)も、可、愛、い、の、き、り、や男、が、あ、り、ま、す、と、い、う、

事、も、即、女妙、歌、を、以、て、答、え、た、の、で、あ、る、

こ、の、歌、は、堅、固、な、貢、布、操、觀、念、を、あ、ら、は、す、と、共、に、

優美な旋律は宮吉のまやぐの白眉と
稱せられてゐる

石山嶺ぬおこう木

石山嶺ぬ赤宗木ぬ 根うりうりそや

石や抱きと土や抱きと 根うりうり
吾んぶたりや男^{おきりや}抱きと 根うりうり

中山に貢納された紺細上布は泡盛酒や砂糖と共に薩摩藩に對して上納米八千六百石の代納品となり薩摩に納付された後は薩摩上布の名稱を以て京阪に賣出され古くから都會人の趣好に適し聲価を高めてきたが明治時代になつて原産地の名を冠し薩摩上布も宮古上布に改稱すると共に品質圖案模様についても新工夫が凝され宮古特産品として宮古郡三大産業とほび発展したか大東亞戦争勝ちのため重要産業統制令により製造販賣禁止並に戦争により衰退し現在高級長尺

夏物の民藝品として復旧しつゝある

六三六米美道及

明治十五年頃新潟縣人中村重作が眞珠養殖及
珊瑚採集の目的を以て渡島に親しく島内庶民階級
と交つていたが人頭税の嚴しい租税取立に深く同情
し農漁民の主なる者を会して人頭税廢止運動
に關する方策を語つたので、數百年間苦レシでそ
の庶民は挙つて彼の傘下に集り彼は忍レシとして
農漁民の指導者として大きな勢力を得るようにな
り、沖繩縣庁まで出かけ請願をした。

日本政府としても税制改革の急務有ることを
悟り一本喜徳郎を沖繩縣土地整理官に任命
して土地制度及税制の調査に當らしめたが數百
年間の旧慣制度は陋^{ロウ}固^コとして事務は容易

に携らず又士族平民間のあつれをけり列るところ
に起つて人頭税の廢止は容易ではなかつた

中村は一旦帰島して農民總代を召集した結

果上京して日本政府に島内の事情を訴ふるこ

とに有り明治三六年中村重作の外に彼の片

腕として農民運動をした那覇生水の^城向登安

農民代表として城辺町幸保良の平良真牛^{エウス}及

合町幸福里^{西里}の^{西里}蒲の四人が上京することに決定し上京

に要する一切の経費は島内全農家に割当て

一戸ニニ錢宛^宛拠^拠金させた。

一方平良市内の役人及士族間にはその上京を

阻止せんとする計画がめぐらされていたので

漸々もす水は漲水埠頭で面水の力の激突を生じ
 惨劇を演ずる惧れもあつて上京陳情員も勿論
 命懸けの覚悟であつたが諸村(三十原)の農民は
 未明から陳情員を見送るべく漲水埠頭に群集
 し、又万一に備えて警官隊の総出勤もあつたが
 一行は無事に宮古を出発し壯途に就いたので
 ある

人頭税廃止のあやぐ

一保良真牛が津繩上り参まば

宮古^{子そげら}の男^{ごりや}達^や

鉾^{かほ}とらぬ、金^かうさぬ富貴^{うやそ}えば

二漲水^{はるす}の船着^{ふね}の自破^{しらく}ぬ

粟くはなり来んはり上り来ば
宮古の三十原の男達や
鉦とね金うさぬ富貴そば

三大神後 富士並び白波がまぬ

瞬りかたり 出御用布上り来ばよ

宮古の三十原の女達や

茅やくまぶ糸かきだ富貴そば

四野崎潮前 二つ前 前齋の

牛くまり 角ば生い上り来ば

宮古の三十原の男達や

牛やかん 角やかん富貴そば

東青島の一丁は良平の事言ひ次事十一、五

陳清員の一行は東京で非常な歓迎を受け、都下の諸新聞は「明治の右倉宗五郎現る」という見出しでこれを報道し、世界に類例のない悪税として人頭税を攻撃し、一日も早くこれを撤廃して聖恩の有難さを知らしむべしと書き立てた。

又陳清員一行は雑誌実業日本社長増田義一氏の紹介に依って外務卿大隈重信陸軍卿谷干城貴族院議長近衛篤磨等の貴顕の士に面接し、一々島民の窮状を訴え、近き将来に於て人頭税を撤廃するとういう日本政府の態度を確かめて帰った。

陳清員一行は又大隈伯や谷子爵から紋付

羽織、袴、三重木盃等を御土産品として
拝領した。

陳情員一行が使命を全うして帰島するや
諸村の農民百姓は漲永港頭に蟻集して
こ水を迎え、一行は直ちに鏡原馬場に設け
られた競馬場に案内された。

馬場では各村から送ばれた駿馬の競馬が
催され、中村陳情団長以下一同は全く在時
の大名のまゝな歓待をうけた。

明治二十六年、神尾縣知事、奈良原繁は
新に宮古役所長吉村貞寛(後の宮古島司)
を同行して島内視察を行、旧慣制度に

下名して集り、新造と名、川内守、

ついで左の通り改革した

一 向合座 御届方を改めて庶務係とし

主査一人 係目差下を任命

一 勘定座かんじょうざ 所遺座ところあかを改めて會計係とし

主査一人 係目差一人を任命

一 仕上座しじょうざ 御用布座を改めて税務係とし

主査一人 係目差一人を任命

一 農務方 山方を改めて農商係とし

主査一人 係目差一人を任命

一 小与座こよみを齊し警察裁判の事は役所

長の直轄とする

一 系図座を改めて戸籍係とし

主 査一人 原目差一人を任命

一馬方 船中方は 廢止す

(富吉在番記)

中山 高真王代

大永五年 皇紀二一八五年

西 仲宗根豊見親が

紀一五二五年

宮古頭となり中山に貢納することになり人頭税を

賦課して以来

明治三十六年皇紀二五五三年

西 紀一八九三年

三百七十七年に

互る封建制度に於ける悪税 人頭税は農民の運動

によつて廢止と成つた

いんげん(豆) = 絞麻 = 麻 = 麻織物 = 麻織物

宮吉上布の原料

からむし(苧麻)一名まを



Boehmeria nivea Gaerd

多年生草本で根茎木質

地中枝を引いて移植レ

根系殖する

茎の高さ一ホーニホ

苧麻の茎の皮を剥き取り

強靱な纖維と取り麻織物

と製衣す

凡そ二三の瓦で一反分となる



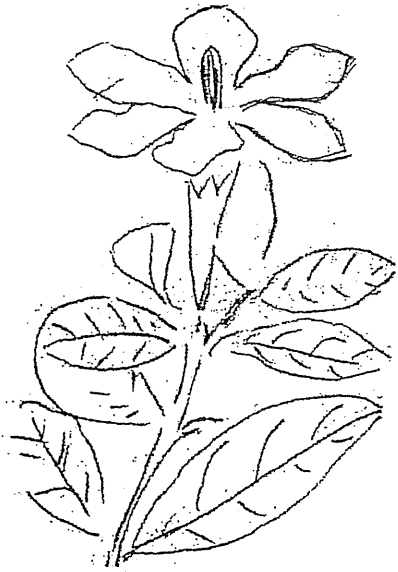
苧麻栽培

苧麻から糸をとるところ



宮古上布の染料

宮古上布は昔各色配合によつて出来た色上布で模様も縞や縋を用い自由で大胆な意匠が凝らされていたが薩摩青納布に指定されたようになつて染色も薩摩の趣好に適する^藍染一色と白つた

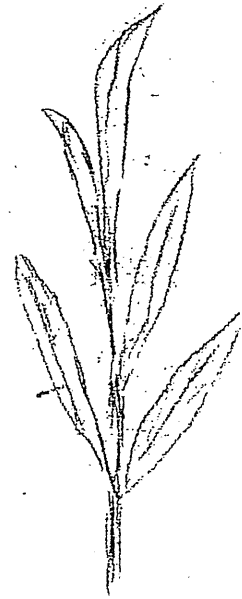


くちなし(梔子)

古代宮古織物の染料として使用された原料

果実を煎じて染料とし色味

山吹色の美しい黄色染が出来る



サ
蘇
木

ラニム (鬱金)
ウキマシ

地下茎を煎じて黄色染料に

使用するが四月陽薬してル

用いらる

南洋から輸入され朱紅色の

染料として使用する

樹幹を削り煎じて朱紅色の

染料として使用する

あか
か
そ

樹皮を煎じて赤色の染料として用う



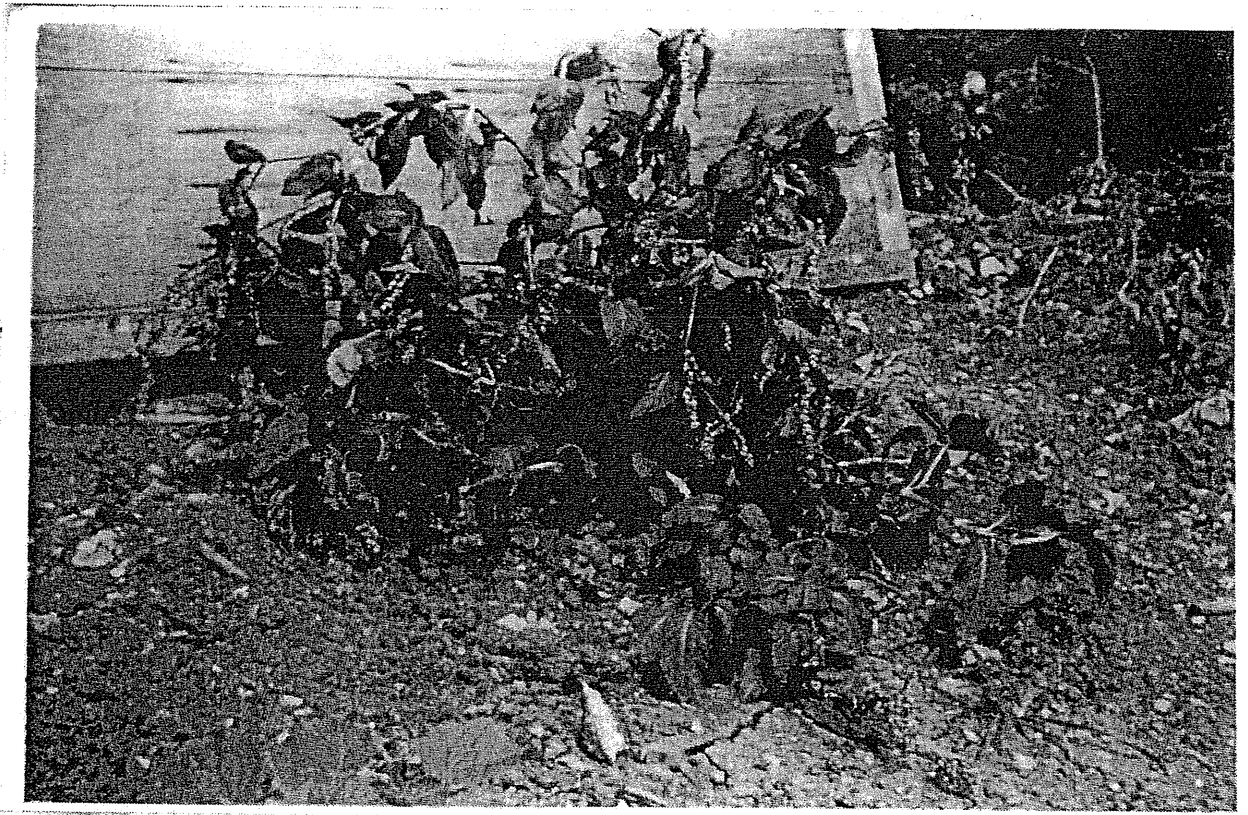
あゝ (蓼藍)

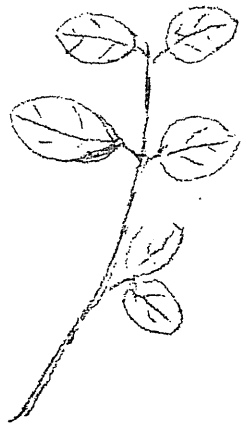
一名たであゝ

中国から伝へられた有用植物として栽培せられた一年生草木
藍色の染料に用う

玉藍

茎を切り日光に乾かした後
集めて醗酵させこねて塊あ
て乾燥後貯蔵し藍建
した時一匁分に三〇。五程度
使用し紺の色をよくす





いあゆみゆり
藍球琉

原産地

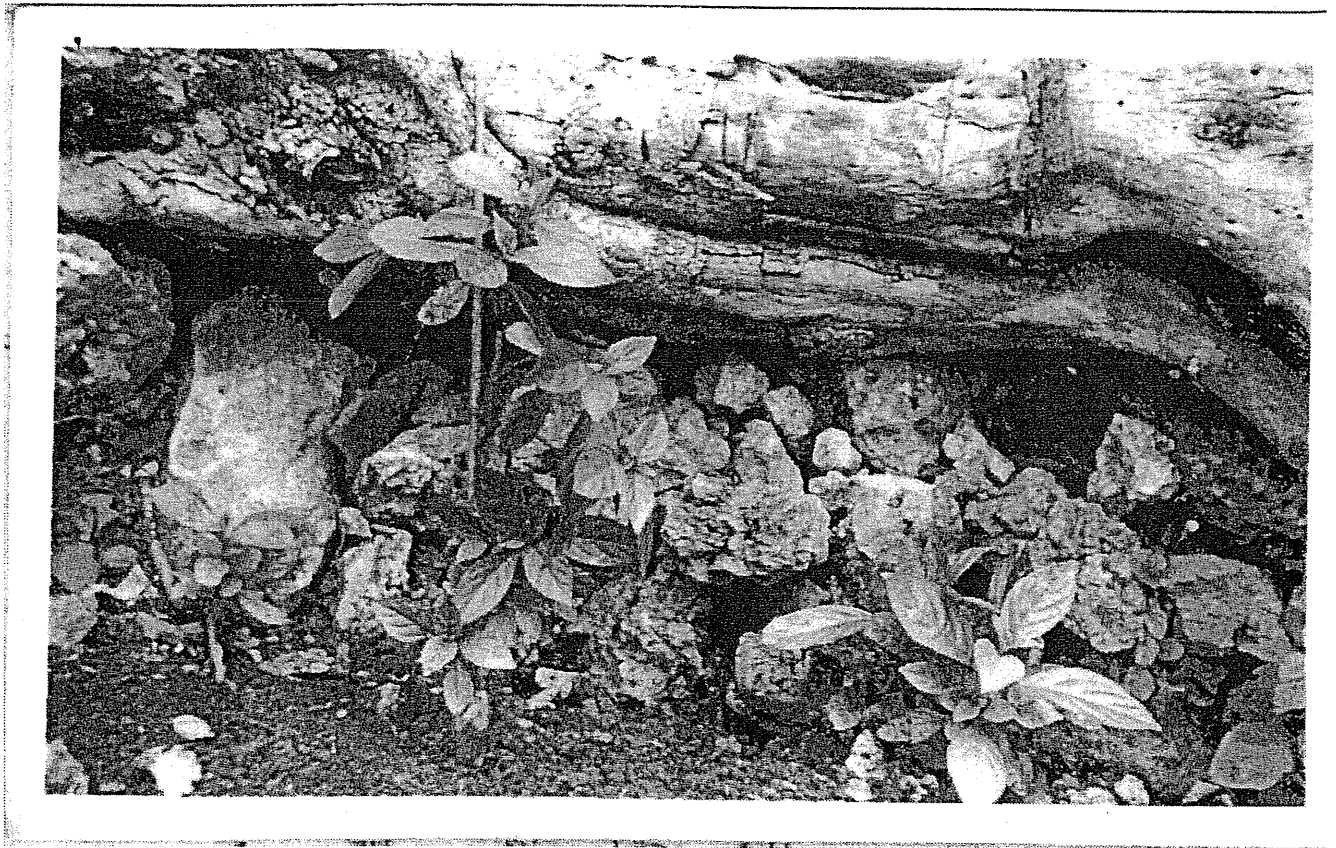
多年生草木で茎葉から

泥藍(山藍)を製造し紺染
の染料に用いる

泥藍(山藍)

琉球藍を切り取って真水に浸して腐蝕させた後、
取除き、藍六。麩に對し凡そ十八立の石灰を
し、藍を沈澱せしめて泥藍を製造する。

石灰の入水加減によつて質と藍建の際の醗酵に
影郷する





宮古上布の原料系のつくり方

苧麻の纖維を婦女子が爪で細く裂き二本^ニ縲りにして細糸をつくる

この糸を^{諸糸}経(絞)糸に使用し一本^ニ縲にした糸を^{單糸}と稱し

緯糸に用う

この糸を絲車にかけてよつて

上布の原料系はつくる

諸糸は伊良部 狩俣 西田地方

に産し^{がた}片糸は城辺地方に多く

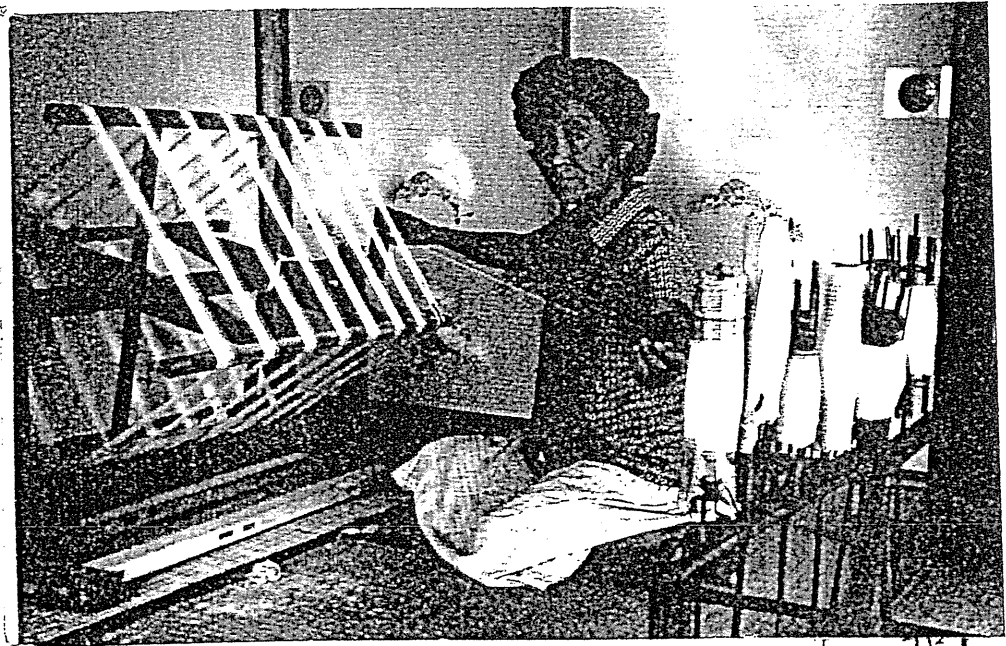
産す

長さ一尋(一五ホ一五)の糸を二つに折リ



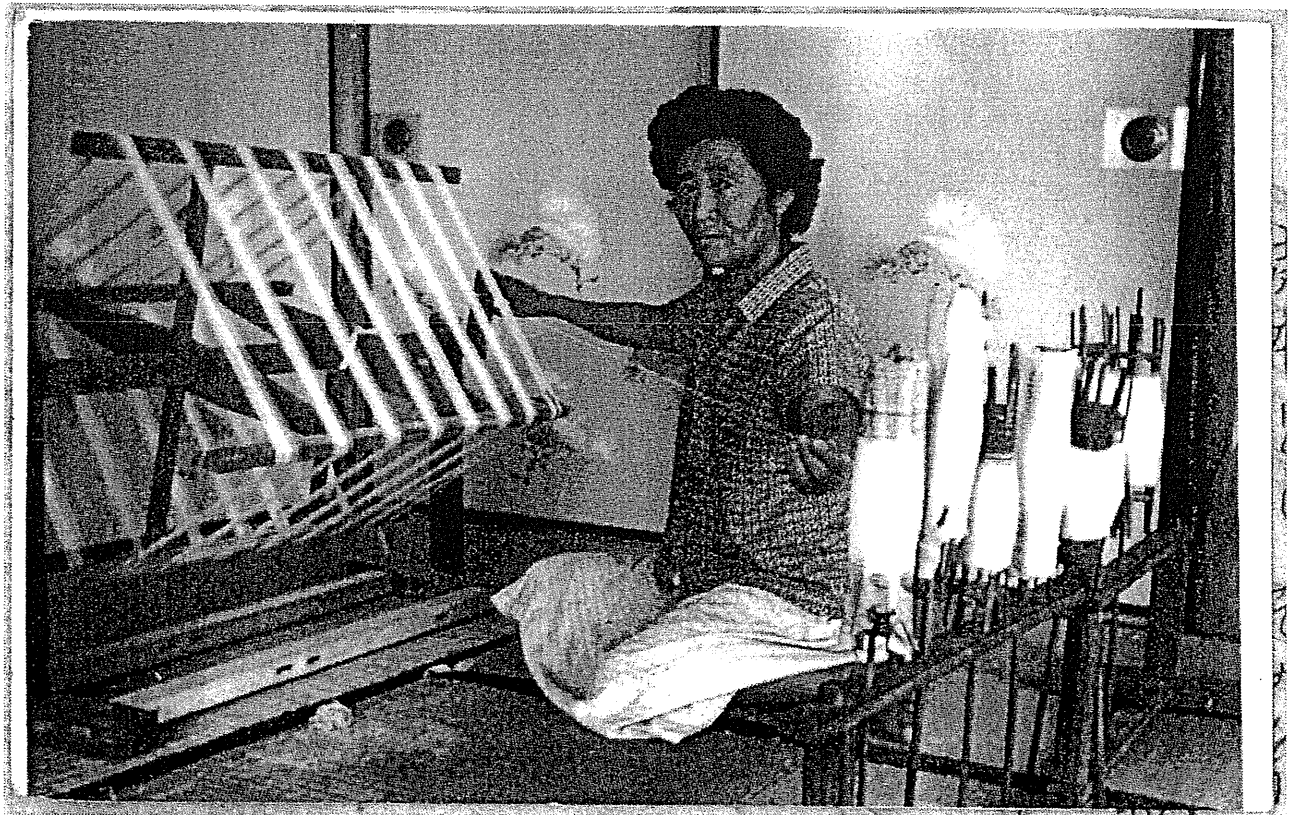


糸



妻

四本ももって
 して(四十本)も
 計算す



宮古上布一反製造に要する原料系

経系

宮古上布の長さは検査規準に依りその長と巾が定められ大柄は一三二糸以上(鯨尺三丈二尺)と定められ織上三三糸にするには一三二見積り取れば存らぬ

織の算数 一五算井としたとき

織物の見積り 一算の本数 織の算数

$$\frac{13.0m \times (2 \times 40 \times 15)}{7.6m \times (2 \times 40)}$$

$$\frac{15600m}{608m} = 25.65 \quad \text{折上 26算 198}$$

取巻糸の長さ 一算の本数

右の算出方法によつて原料系は算井数と市販の

原料糸の長さに決定される

緯糸

緯糸の数量は其の織物の三八粒(蘇尺一寸)に打込まる
 べき緯糸の本数、織物の巾、織物の長さ等によって
 定められ、十五算の織物で三八粒に二〇本打込く
 下の場合、緯糸の総数は

織物の長さ

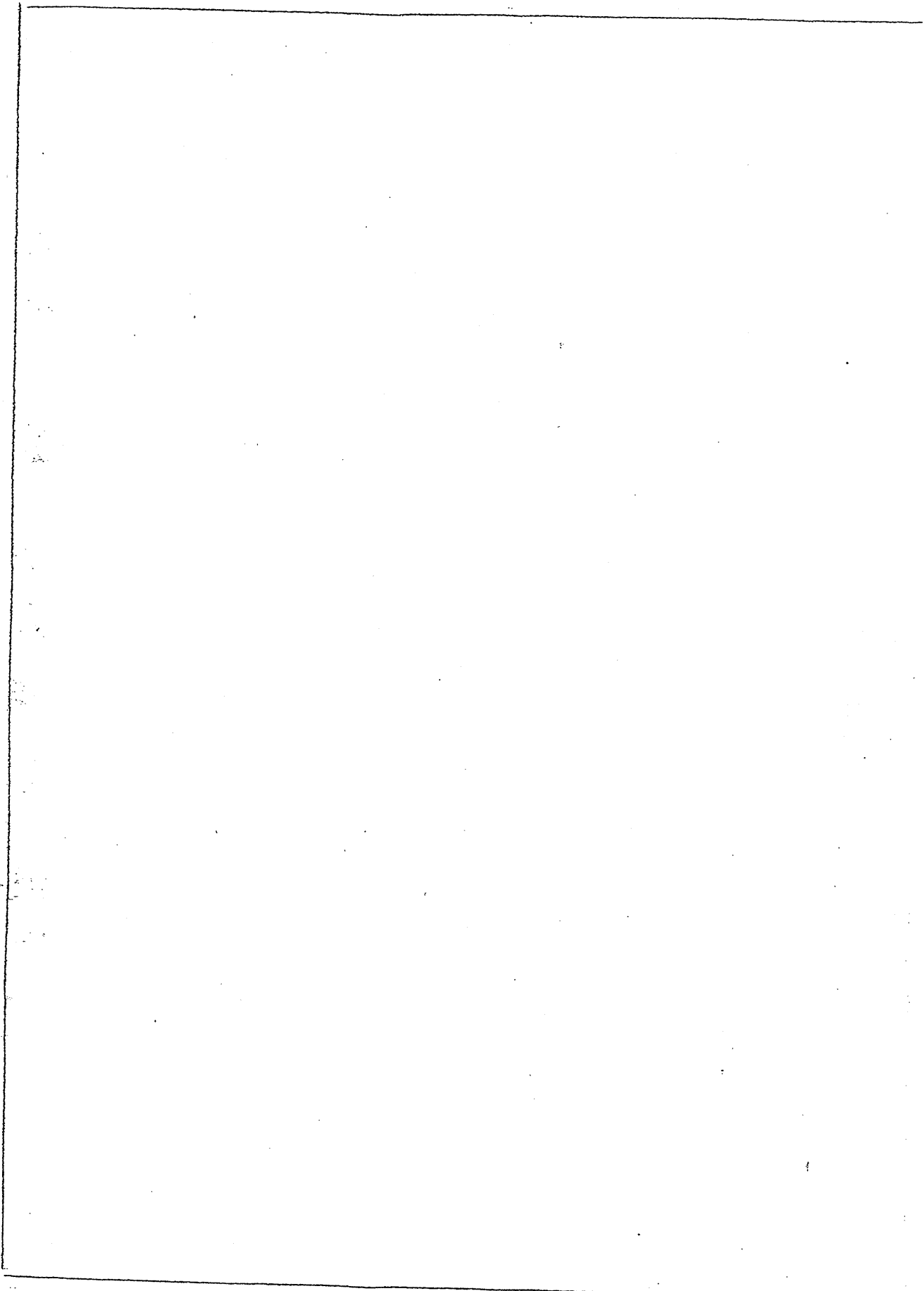
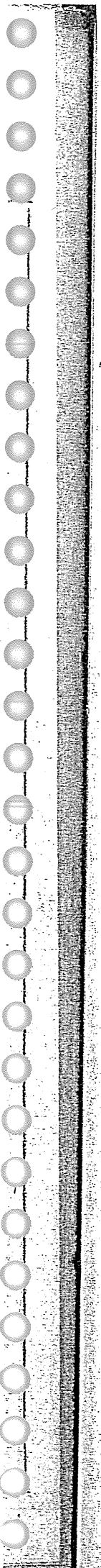
$$416m \times \left(\frac{1200 \times \frac{12100}{38}}{1 \times 1 \times 38 \times 6000} \right) + 76m \times (2 \times 48) = \frac{416 \times 1200 \times 12100}{1 \times 1 \times 38 \times 6000} + 7296 = 26.14$$

緯糸は二六算を要することになる

算の算数と經糸緯糸の總數表

算の算数と經糸緯糸の總數表

算	算数	經	緯	糸	總數
一四算	二九算	二四算	三三算	一〇本	四八算
一五算	三〇算	二六算	三二算	一一本	五三算
一六算	三一算	二八算	三〇算	一二本	五八算
一七算	三二算	三〇算	二九算	一三本	六三算
一八算	三三算	三二算	二七算	一四本	六八算
			二三算	一五本	七三算
			二四算	一六本	七八算
			二五算	一七本	八三算
			二六算	一八本	八八算
			二七算	一九本	九三算
			二八算	二〇本	九八算
			二九算	二一本	一〇三算
			三〇算	二二本	一〇八算
			三一算	二三本	一一三算
			三二算	二四本	一一八算
			三三算	二五本	一二三算
			三四算	二六本	一二八算
			三五算	二七本	一三三算
			三六算	二八本	一三八算
			三七算	二九本	一四三算
			三八算	三〇本	一四八算
			三九算	三一本	一五三算
			四〇算	三二本	一五八算
			四一算	三三本	一六三算
			四二算	三四本	一六八算
			四三算	三五本	一七三算
			四四算	三六本	一七八算
			四五算	三七本	一八三算
			四六算	三八本	一八八算
			四七算	三九本	一九三算
			四八算	四〇本	一九八算
			四九算	四一本	二〇三算
			五〇算	四二本	二〇八算
			五一算	四三本	二一三算
			五二算	四四本	二一八算
			五三算	四五本	二二三算
			五四算	四六本	二二八算
			五五算	四七本	二三三算
			五六算	四八本	二三八算
			五七算	四九本	二四三算
			五八算	五〇本	二四八算
			五九算	五一本	二五三算
			六〇算	五二本	二五八算
			六一算	五三本	二六三算
			六二算	五四本	二六八算
			六三算	五五本	二七三算
			六四算	五六本	二七八算
			六五算	五七本	二八三算
			六六算	五八本	二八八算
			六七算	五九本	二九三算
			六八算	六〇本	二九八算
			六九算	六一本	三〇三算
			七〇算	六二本	三〇八算
			七一算	六三本	三一三算
			七二算	六四本	三一八算
			七三算	六五本	三二三算
			七四算	六六本	三二八算
			七五算	六七本	三三三算
			七六算	六八本	三三八算
			七七算	六九本	三四三算
			七八算	七〇本	三四八算
			七九算	七一本	三五三算
			八〇算	七二本	三五八算
			八一算	七三本	三六三算
			八二算	七四本	三六八算
			八三算	七五本	三七三算
			八四算	七六本	三七八算
			八五算	七七本	三八三算
			八六算	七八本	三八八算
			八七算	七九本	三九三算
			八八算	八〇本	三九八算
			八九算	八一本	四〇三算
			九〇算	八二本	四〇八算
			九一算	八三本	四一三算
			九二算	八四本	四一八算
			九三算	八五本	四二三算
			九四算	八六本	四二八算
			九五算	八七本	四三三算
			九六算	八八本	四三八算
			九七算	八九本	四四三算
			九八算	九〇本	四四八算
			九九算	九一本	四五三算
			一〇〇算	九二本	四五八算



ニ糸の精練及漂白

上古の漂白

上古は漂白劑がなかつたから最初に灰汁で洗ひ
かあかしその次にパ、ヤの糞の汁に浸し洗つた後水洗
してかあかし更に露に晒して漂白した。

芋^う紐^{のせ}の精練

芥子イキの酸素(0.1)

芋紐三八〇瓦に付き曹達灰乃至四〇瓦を適量の水
に溶かし之を釜に入水沸騰したとき芋紐を入水
一時間程煮沸した後水洗する

芋紐の漂白

一漂白粉使用の場合

芋紐三八〇瓦に付き漂白粉三〇瓦乃至四〇瓦を攪鉢に

入水漸々水を加えて攪りこの溶液を布切で濾して、この水を「ロワドル」氏比重計で測りその液を半度乃至一度となし之に苧紐を一時回程浸漬して水洗して十分漂白粉をぬき其の後薄く醋酸溶液に十分間浸漬して水洗を日し強く引伸してかわかす

2. アロマ 使用の場合

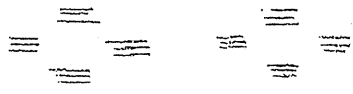
苧麻を稀薄な苛性曹達溶液に五時間程浸漬してしぼり水に立にアロマ 六〇〇瓦 からの八〇〇瓦 入れて二十分程浸漬して絞り出し水洗して引く引伸してかわかす

「ハイドロサルファイト」(Na₂SO₃・H₂O) を使用する最上の漂白が出来

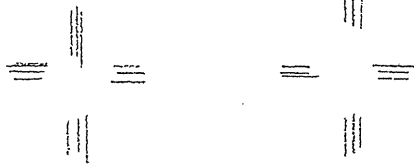
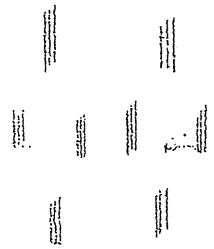
圖案

宮古上布の緋図安木はとろし緋（経緋 緯緋 だけのもの）でした
 次第に奇達し十字字緋 斜十字字の緋が工夫と水と文字
 緋を基本にして植物の花葉 動物等の形を柄模様が
 工夫と水服飾の流行と需要地の趣向によつて圖案
 多種多様に變化した

とろし緋

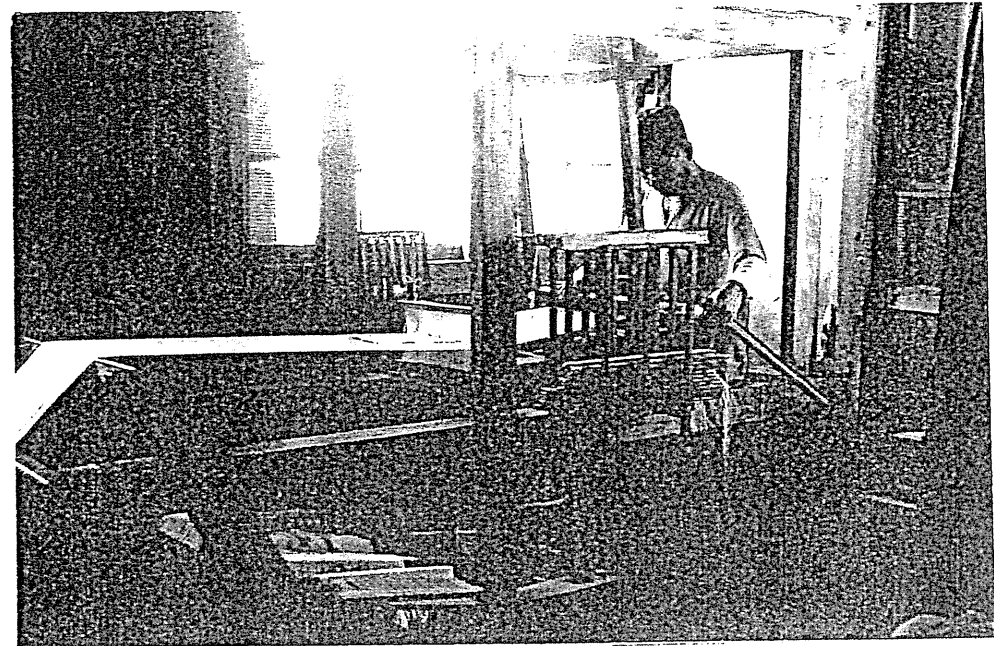


入



とろし かま まーら

とろし 緋



+ + +
 + + +
 + + +
 + + +

文字

×
 西
 平
 幸
 位

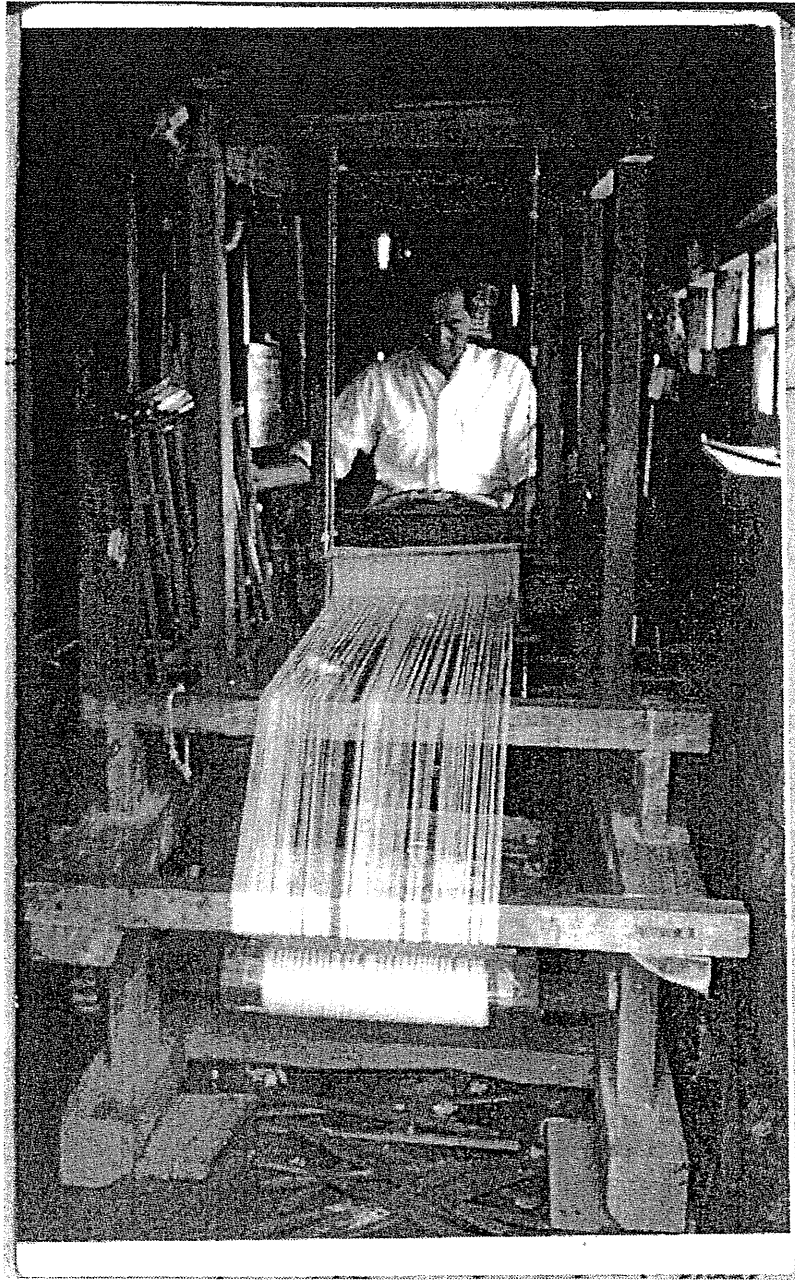
+ + +
 □ □ +
 + + +
 □ □ +
 + + +
 外 + 文 字
 が

幸 幸 幸
 幸 幸 幸 幸
 幸 幸
 大 の 心 々

緋結び

十文字緋等のような簡單な緋は尺度を用いて写しこ
を木綿糸で手結ひしていたが明治四一年(西紀一九〇八年)
仲業根惠茂氏が宮古上布の改善に絵図台をとりいれ
二種類以上の緋を織るに一個の梭を用いて製織する
ことに自ら大正六年(西紀一九一七年)下地沼寿氏が締織
用いて始めて緋締りし大正七年(西紀一九一八年)西平幸佐氏
が大島で複雑な柄模様を締織で締めること研究
して緋り緋結びは長足の進歩となり大正十三年平良
惠根氏の上布用綜絺製作と相まって機業は発展
するようになった

染料及染色法



藍染は建築染料である

上布一反を染色するには木灰（落樹 福木 想恩樹の木灰がよい）三六立に真水ニ〇立程入水て攪伴して澄ましその溶液を染桶に入水 泥藍（山藍）六匁（十斤）玉藍六匁（一斤）助清として酒ニデシリットル程入水ると春から夏にかけては一週間 冬季は三週間で醗酵し染料として使用出来る

藍建の良否

1. 泡が濃く紺色も帯が艶があるものが最も良好である

2. 范が青色を帯びたときはアルカリ分の濃度が低いから少量の苛性曹達を入水て可減する

この色が濃い紺色を帯びて艶がある。この色の清やか
時はアルカリの濃度が高いから砂糖を二三粒
程を斧で軽した、之を染桶に入水てアルカリ
の調節をする

染方

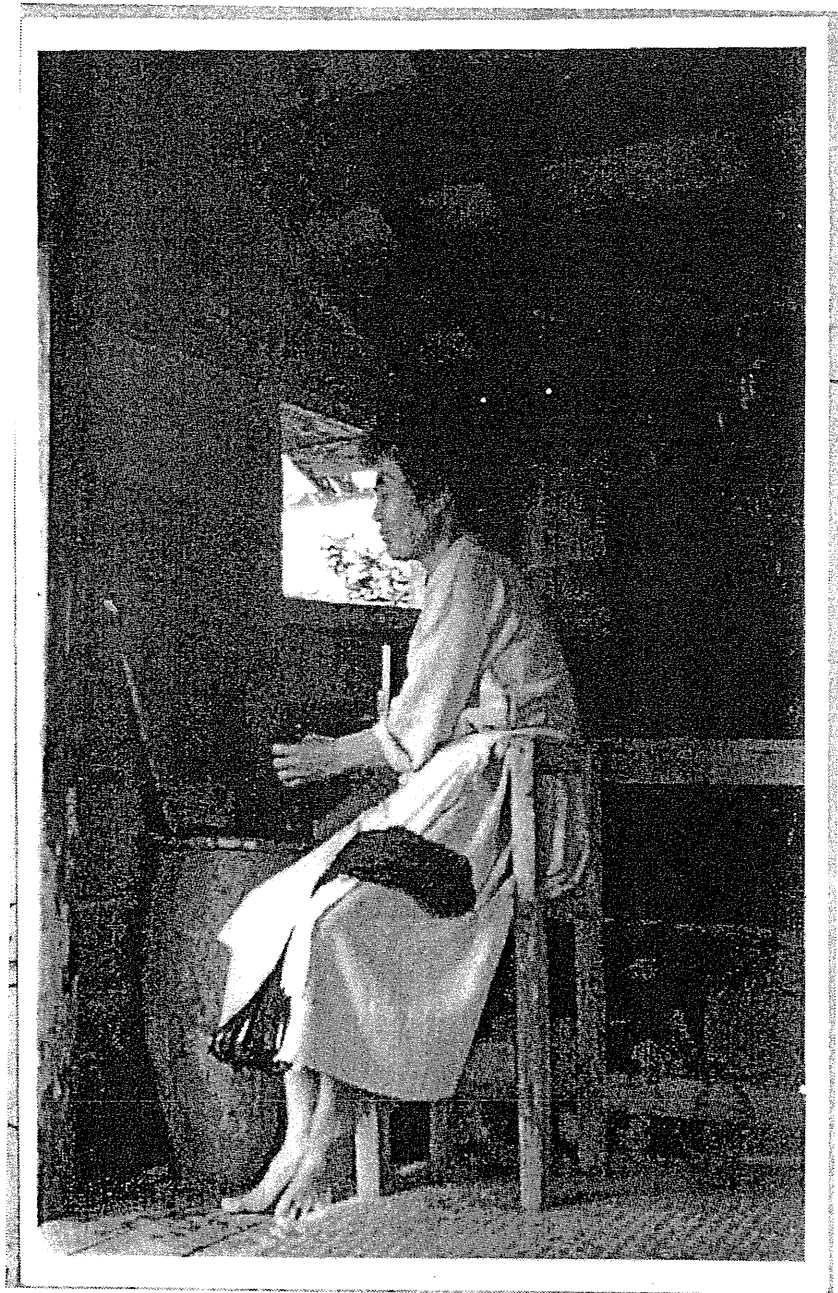
この溶液に苧綿を入水て手で揉み時々空中に
出して染め充分絞上げ強く引伸ばして乾かす
時々空中にたすこゝが最も所要である

藍に含まれてゐるインデコは水に溶けなから

そのまま、水に溶して染めることが出来な

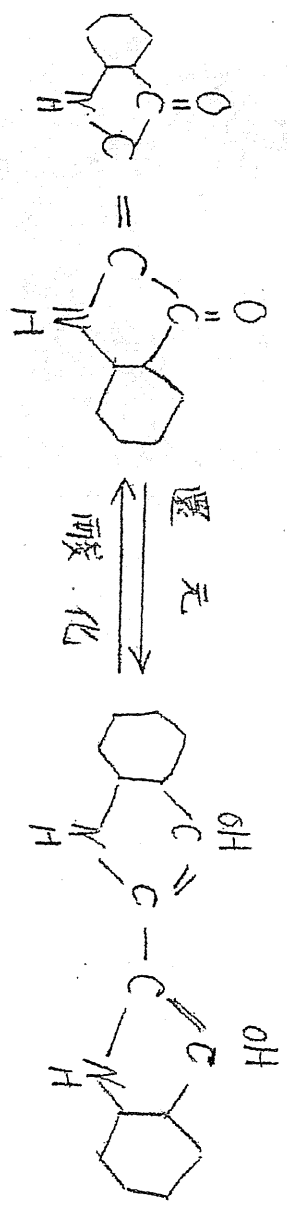
藍建をみると白藍と呼ばれる無色の化合

物が出来、これはアルカリの溶液に溶ける



従つてその溶液に布や糸を浸して空気中に
 放置すると空気中の酸素と化合し水でもと
 のインディゴが繊維中に形成し水か
 この染料は水に溶けないから洗濯しても丈夫で
 色がよちない

この水と化学の構造式を示すと



昔藍瓶の中で白灰をつくることをアイ建といつた
 のでインディゴのような種類の染料を建染染料と
 いう

宮古上布製織用具

宮古上布は地機（ちばた）で製織し、たゞ大正六年（西紀一九一七年）頃より高機（たかばた）を用いて製織された。

普通名

宮古の俗名

高機（たかばた）

高機（たかばた）

前（まへ）

みぢのふわ

伸（のび）礼（れい）

巾（ぬい）み

箒（はき）

ふとさ

箒（はき）柄（がら）

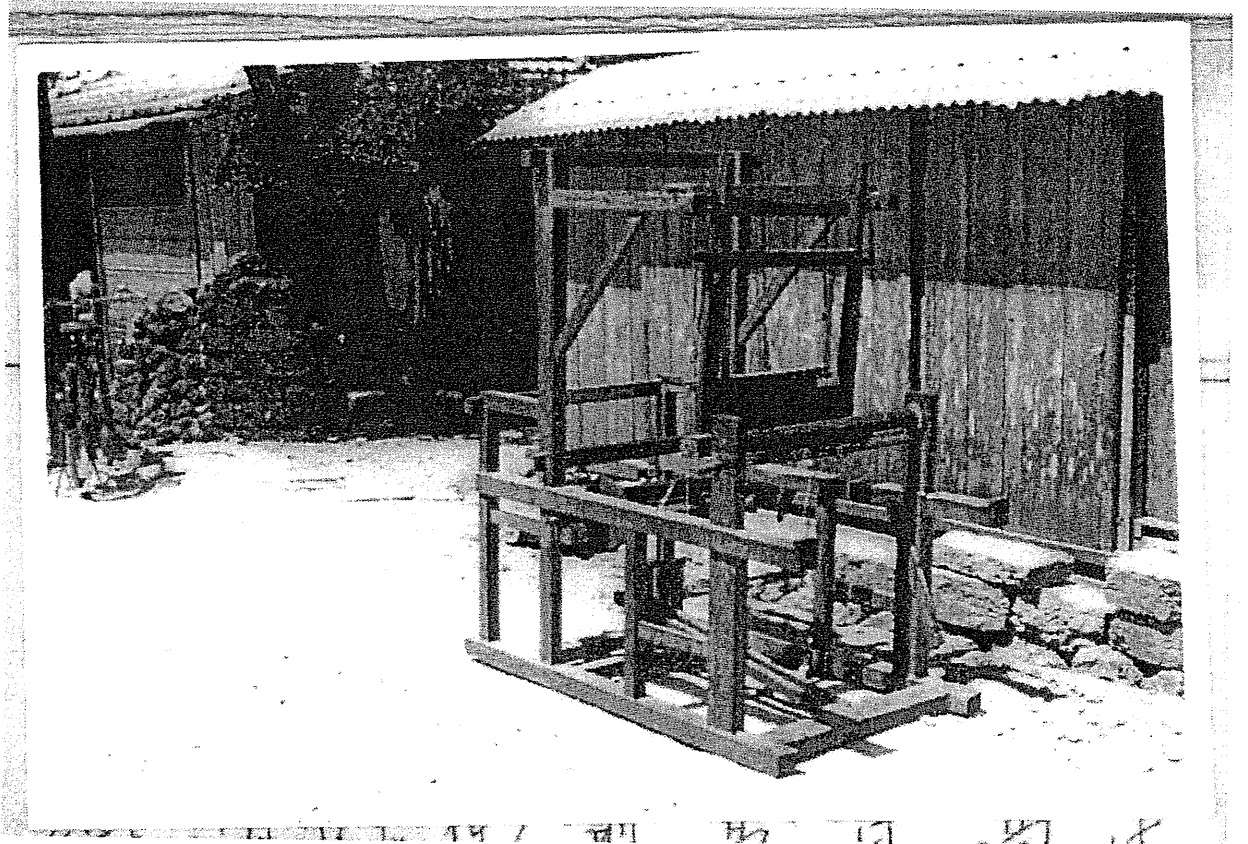
みばさる

縹（あざ）統（と）

みや

縹（あざ）竹（たけ）

あじだけ

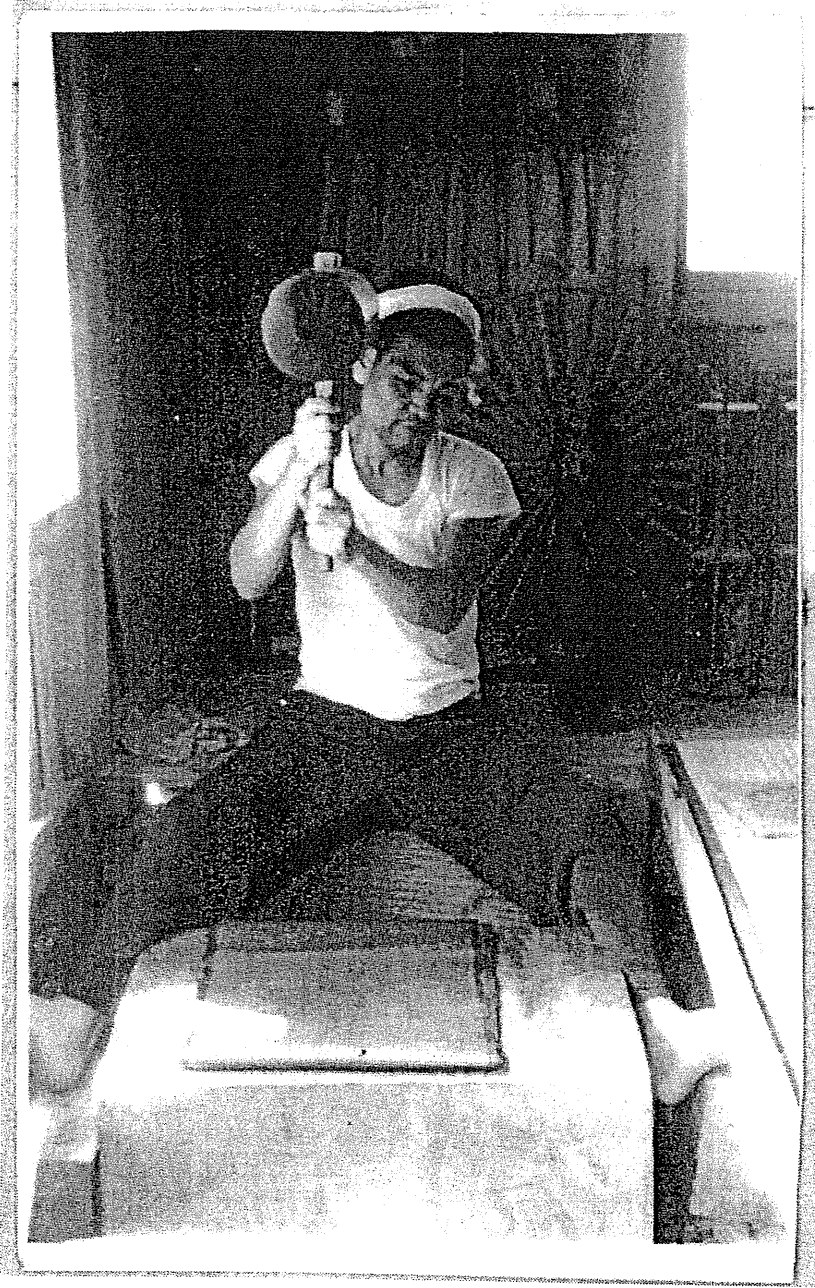


Handwritten text in a non-Latin script, likely a caption or label for the photograph.



大
 履
 糸
 車
 管
 機

ま
 や
 つ
 び
 ば



宮古上布の葉

宮古上布のおこり

天正十一年(皇紀二二四三年 西紀一五八三年) 縮石刀自が天眞榮の昇進

任官に感激し上布を創製して国王に献上し嘉納

水たことに始まり萬治三年(皇紀二三九年 西紀一六五九年)より琉球中

山國王に貢納布となり琉球王朝から更に御物奉行

の奉納品として薩摩が藩に献上され薩摩が藩は

薩摩上布としてきたが大正七年より上布は

原産地名を口織に宮古上布織込み輸出するよう

になつた

皇室の御盛儀に献上され一九五七年ベルギー國の

ブルッセルの萬國博覧には民藝品として銀賞を

受賣す

宮古上布の特徴

宮古上布は苧麻の纖維を婦女子が細糸を手紡ぎして麻糸をじっくり沖繩特有の藍・玉藍を染料とした^た建^た染^た染料^たで染色し洗濯しても変色褪色する。こゝろなじ益々紺を表し圖案の服飾界の流行と需要地の趣向に適する柄模様の長尺高級麻織物で地質堅牢で耐久力強く盛夏の候と雖も体に耐着するこゝろなく着心地よく紺の色合と柄模様は何人にも好意を興え高高優雅日本著名高級麻織物として全国紳士紳商貴婦人並に服飾界の人々から愛好されてゐる。

宮古上布の保存法

宮古上布は他の織物に比して地質堅牢で建染^{たてぞめ}糸^{いと}料^{りょう}で染色してあるから洗濯しても褪^{あせ}色^{いろ}することなく洗濯し程益々紺色を表すから保存方法として時々洗濯する必要がある

その洗濯方法としては最初に着物を水洗して乾かし甘藷^{かんじょう}澱粉^{でんぷん}を^をこ^こして稀薄^{しよはく}な糊^かをつくりこの糊^かを布で濾^こし着物を入れて糊をつけ半乾したとき午^{ひる}て経緯^{けいゐ}平均^{へいきん}して軽くのばしてた^たみ更に乾した^{した}後^{のち}た^たんで保存する

又他の方法としてけ出来上った糊^かをタオルにふくませ^せて着物を^を、リ板^{りいた}の上に置き糊^かを着物にすり^{すり}入^いれ

せて手で軽く経緯平均してのばし半乾した後た、く
で保存する

又着用したときは露ふきを軽くかけのばした後
た、くで置くとしわも自然に紺色もよい

輸出検査法（一九五八年立法第九十六号） 抜粋

第二條

政府機関の行う輸出検査は政府機関の指定する場所で行う（輸出検査の申請）

第四條

政府機関は指定貨物が輸出検査に合格したときは、その旨の證明書を当該輸出検査を申請した者に交付するものとする

第一條

輸出検査品目及基準等に関する規則 抜粋

輸出検査法（一九五八年立法第九十六号） 以下法という

第二條の規則で定める品目（以下「指定貨物」という）は別表一のとおりとする

別表 第一

十四 宮古上布

第二條 法第三條の規則で定める区分は次表に掲げる

とありしとする

次表

宮古上布 物産検査所 宮古支所

合 格 宮古上布の検査の基準

不 合 格

長さ大柄二二米 中柄二九米

大柄二二 中柄二九米

小中柄二七米以上のもの

小中柄二七米以下のもの

巾の三七九米 絹物は両耳を

巾の三七八米 絹物両耳を除く

除き、〇・三五二米以上のもの

〇・三五二米に不足したものの

十四算以上のもの

十四算以下のもの

製織規格

製 織 工 程

織口文字を織りたるもの

鮮整に良好なるもの

織方良好なるもの

綾振整に良好なるもの

かすり鮮明なるもの

各種汚物のないもの

併加工より生ずる併目

良好なるもの

張力良好なるもの

よみだて糸適合の地合

良好なるもの

無きもの

織口文字有るもの

鮮の不そろのもの

織方不良なるもの

綾振りの違のもの

かすり不鮮明なるもの

各種汚物の附着のもの

かすり目不良なるもの

張力不良なるもの

地合不良なるもの

織まじり織またのき切のあつもの

染色工程

山蓮及び玉あい併用の
堅めうららざる染料を使

染料及びその他堅ろうな
用したものの

染料を使用したものの
染色むらのあるものの

染色良好なるもの
染色色合不良なるもの

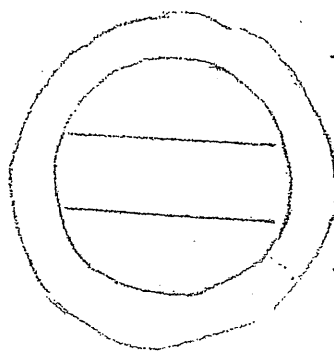
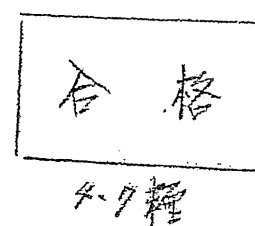
着目色のにじぬのあるもの

耐検査を受けようとする上布は織物事業協同

組合の生産検査を受けたものでなければならぬ

表示の方法

検査項目
三三種
織物の端末に左の検査記号で表示する



三三種
欠格
色は何れも

宮古上布の生産高

宮古上布は砂糖 海産物につぐ宮古郡の三大輸出品に存っているが日本々土の景気と服飾界の洋服移行 流行等により生産輸出に影響し特に戦後は原料糸 苧麻の不足 並に婦女子が機業に興味をもたなくなり機業に従事する者は中年以上の婦女子となり漸減の途を辿りつゝあることは遺憾無きことでありこれには政府及市に於て織子も養成して民藝玄品としての宮古上布の保存の方策をとるべきである

明治四二年(西紀一九〇九年) 九、五二二反

明治四三年(西紀一九一〇年) 一〇、〇〇五反

明治四十四年	(西紀一九一二年)	九、九八九反
大正元年	(西紀一九一二年)	八、三一八反
大正二年	(西紀一九一三年)	六、五五五反
大正三年	(西紀一九一四年)	五、九五一反
大正四年	(西紀一九一五年)	八、八八一反
大正五年	(西紀一九一六年)	一、四三三五反
大正六年	(西紀一九一七年)	一、三五三八反
大正七年	(西紀一九一八年)	二、五五二反
大正八年	(西紀一九一九年)	二、二三四反
大正九年	(西紀一九二〇年)	九、六八二反
大正十年	(西紀一九二一年)	一、七五九七反
大正十一年	(西紀一九二二年)	一、六八九六反

大正十二年 (西紀一九二三年)

一六、八九六反
一六、九七七反

大正十三年 (西紀一九二四年) 一六、一三九反

大正十四年 (西紀一九二五年) 一五、五一七反

昭和元年 (西紀一九二六年) 一五、八二九反

昭和二年 (西紀一九二七年) 不明

昭和三年 (西紀一九二八年)

昭和四年 (西紀一九二九年)

昭和五年 (西紀一九三〇年)

昭和六年 (西紀一九三一年)

昭和七年 (西紀一九三二年)

昭和八年 (西紀一九三三年)

昭和九年 (西紀一九三四年)

一〇、〇四五反

三〇、五五〇反

昭和十年 (西紀一九三五年)

昭和十一年 (西紀一九三六年)

昭和十二年 (西紀一九三七年)

昭和十三年 (西紀一九三八年)

昭和十四年 (西紀一九三九年)

昭和十五年 (西紀一九四〇年)

昭和十六年 (西紀一九四一年)

昭和十七年 (西紀一九四二年)

昭和十八年 (西紀一九四三年)

昭和十七年二月 高工省令に依り製造禁止

昭和十九年 (西紀一九四四年)

昭和二十年 (西紀一九四五年)

五二三・六九〇^反

六一六・〇五〇^反

一八・九一〇^反 一・二二・六八〇^反

八・三四^反 三九・三一^反

六・三^反 四二・二〇^反

昭和三十一年 (西紀一九四六年)

昭和二十二年 (西紀一九四七年)

昭和二十三年 (西紀一九四八年)

昭和二十四年 (西紀一九四九年)

昭和二十五年 (西紀一九五〇年)

昭和二十六年 (西紀一九五一年)

昭和二十七年 (西紀一九五二年)

昭和二十八年 (西紀一九五三年)

昭和二十九年 (西紀一九五四年)

昭和三十年 (西紀一九五五年)

昭和三十一年 (西紀一九五六年)

昭和三十三年 (西紀一九五七年)

二四反

八四、〇〇〇月

八二九反

三一五〇、〇〇〇月

二〇六四反

八、四二一、一三〇月

一、四四八反

六、八四三、八〇〇月

七、八八反

四、二六〇、四〇〇月

五、七八反

二、九三三、二〇〇月

五、六八反

二、八四八、六〇〇月

五、七四反

三、二五一、一〇〇月

昭和三十三年 (西紀一九五八年)

九一一反

六八八六七弗

昭和三十四年 (西紀一九五九年)

八八七反

五八八二五弗

昭和三十五年 (一九六〇年)

七三八反

五〇四九〇弗

昭和三十六年 (一九六一)

七八二一反

六二〇八九弗

昭和三十七年 (一九六二年)

九〇八反

七二七四〇弗

昭和三十八年 (一九六三年)

九二二反

九四三〇三弗

昭和三十九年 (一九六四年)

九〇四反

一〇三六五〇弗

昭和四十年 (一九六五年)

一〇〇五反

二四九九〇弗

昭和四十一年 (一九六六年)

七九〇反

一〇二七四〇弗

昭和四十二年 (一九六七年)

九二三反

三四三三弗

昭和四十三年 (一九六八年)

九五七反

四三三三三弗

昭和四十四年 (一九六九年)

九六五反

一五四四〇弗

昭和四十五年 (一九七〇年)

九五六反

一六〇八二弗

昭和四十六年 (一九七一年)

九三四反

一六八三〇弗

昭和四十七年 (一九七二年)

一〇四九反

一七四四〇弗

昭和四十八年 (一九七三年)

八四三反

一三四八〇弗

昭和四十九年 (一九七四年)

八九三反

一三三九〇弗

昭和五十年 (一九七五年)

八四三反

一三三九〇弗

五〇年

九九三反

三五五八〇弗

五
~~五~~年
五
三
年

四
八
四
五
三
六
四
三
四
七
五

二
九
〇
四
〇
四
四
七
三
三
二
〇
五
〇
五
〇
五
〇

組合の沿革と上布

宮古上布は宮古郡の三大輸出産業と占めその盛衰は郡の経済に大なる影響を興えたので宮古上布の粗製濫造又は不正賣買を防止するたため組合が結成された

明治三十五年(西紀一九〇二年)宮古織物組合創立

大正十一年六月(西紀一九二二年)皇太子殿下御渡歐の途次

沖繩御上陸を記念し紺細宮古上布緋

(十×算)菱反 縞(十九算)菱反献上

(組合長座喜味朝好)

大正十三年(西紀一九二三年)法人組織に変更宮古織物

同業組合(組合長盛島明長)に改めた

昭和十三年(西紀一九三七年)商工組合法に依り宮古上布

工業組合(組合長上里忠勝)に組織を変更
昭和十七年重要物産統制法に依り宮古上布の製造
販賣禁止せる

昭和十九年(西紀一九四四年)大東亞戦争の作戦計
画に依り組合事務所及附属建物強制
撤去接取せる

昭和二十三年(一九四八年)十月保証責任宮古織物工業
組合(組合長池村恒章)設立

宮古民政府指令第二三一号

保証責任宮古織物工業組合

一九四八年十月十八日申請の保証責任宮古織物
工業組合の設立の件認可す

一九四八年十月二十八日

宮吉 知事 具志堅宗精

組合員 六一五〇人

平良市	二二六一	下地所	九一一
上野村	六八五	城田町	二八九八
伊良部村	二九三	多良間村	百〇

組合總口数 六一五〇口

一口出資金額 五兩拾圓

第一回拂込出資金 一口に付一兩拾圓

六、五〇〇圓

昭和十五年 畜紀一九五〇九月 平良市に對し 貢布座屋敷 三九五坪の所有權移轉と 陳情し 所有權の移轉登記完了（組合長池村恒章）

書記長 浦崎安常

昭和二十八年（一九五三年）琉球政府の工業振興奨励補助金及復金より六八万圓の融資を受け

事務所 染工場 共同作業場 建設

昭和二十二年（一九五七年）三月事業不振により解散し

精算人にて於て精算し協同組合法に依り

設立された後継協同組合に資産を引き

継ぐことと条件とす

組合長 砂川貞一 精算人 代表 玉木玄教

昭和三十三年八月宮古織物事業協同組合設立認可

（一九五八年）

（組合長 平良玄洋）

昭和三十三年（一九五八年）八月宮古織物事業協同組合設立認可

宮古織物事業協同組合 銀行 貸付 貸付